

衣浦東部広域連合公告第 12 号

一般競争入札について

衣浦東部広域連合契約規則（平成 15 年衣浦東部広域連合規則第 22 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 6 年 7 月 4 日

衣浦東部広域連合長 吉 岡 初 浩

1 入札に付する事項

（１）工事名

防火水槽耐震補強工事（昭和公園）

（２）施設等の名称

昭和公園

（３）工事場所

安城市昭和町地内

（４）工期

契約締結日の翌日から 令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

（５）工事概要

防火水槽耐震補強工事（昭和公園）一式

（６）予定価格

12,457,000円 （消費税及び地方消費税抜き）

（７）最低制限価格

有

（８）前払金

有

（９）契約書作成の要否

要

（１０）入札保証金

免除

（１１）契約保証金

落札者（契約者）は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第 34 条の規定に該当するときは、免除とする。

2 入札者に必要な資格に関する事項

令和 6 年度衣浦東部広域連合入札参加者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる事項を満たす者とする。

（１）令和 6 年度安城市競争入札参加有資格者名簿（工事）に土木一式工事で登録されている者。

（２）安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内の業者であること。

ア 市内とは、安城市内に本店を有する者として 3 年間継続して名簿に登録されている者をいう。

- (3) 安城市に登録されている土木一式工事の総合数値が400点以上であること。
- (4) 過去10年間(当該年度含まず)に、官公庁(国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。)発注の土木一式工事で、元請としての実績を有する者。
- (5) 建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。また、配置予定技術者は所属建設業者と入札書提出日時時点で3か月以上直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 予定価格は入札における上限価格になるため、その範囲内で応札でき、かつ、入札書に記載した金額の内訳書(同一金額であること。)を入札時に提出できる者。
- (7) 入札の公告日から開札日までの間、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (8) 入札の公告日から入札日までの間、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

3 入札者に必要な資格の審査

入札者に必要な資格の審査については、開札後にすべてを審査する事後審査とする。

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

衣浦東部広域連合事務局総務課

(2) 日時

入札の公告日から入札書到着期限の日まで。

5 入札に関する事項

(1) 入札書の提出

ア 入札方法

郵便による入札

イ 宛先

〒448-8799 刈谷郵便局留 衣浦東部広域連合総務課 行

ウ 到着期限

令和6年7月26日(金)

エ 郵送方法

一般書留、簡易書留又は特定記録郵便 ※郵便用封筒書式

オ 提出書類

(ア) 入札書

(イ) 工事費内訳書

(ウ) 施工実績調書

(エ) 配置予定技術者調書

(配置予定の主任技術者調書と契約時の主任技術者等届出書の内容が異なっ

た場合は、入札条件に違反することから契約解除となる。入札書提出日時点で、配置予定の主任技術者の候補が複数いる場合は、配置予定技術者調書を複数枚提出することができる。)

(2) 設計図書のホームページ掲載について

ア 掲載期間

令和6年7月4日(木) から 令和6年7月26日(金) まで。

イ 衣浦東部広域連合ホームページの「一般競争入札発注状況」よりダウンロードすること。

(3) 入札の質問方法

衣浦東部広域連合事務局総務課へ電子メールにより行う。なお、質問の期限は、令和6年7月11日(木) 正午までとし、回答はホームページにて公表する。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 開札日時

令和6年7月30日(火) 午前10時00分

(2) 開札場所

衣浦東部広域連合事務所1階 会議室

7 入札の無効に関する事項

規則第13条及び衣浦東部広域連合入札心得書(以下「心得書」という。)第16条に該当する入札書のほか、本公告に示した資格のない者又は虚偽の申請を行った者の入札書は無効とする。

8 その他必要な事項

(1) 入札は、心得書に準じて執行するので、熟読し、遵守すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を当該入札書に記載すること。

(3) 衣浦東部広域連合一般競争入札実施要綱第8条に基づき、工事費内訳書を入札書と同時に提出できない場合、または、工事費内訳書の合計金額と入札書の額が一致しない場合は、落札者となることができない。

(4) 落札者が契約までに資格要件を満たさなくなったときは、当該契約の締結はできない。

(5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等を行うための施設の名称及び所在地並びに再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法、処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するため、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこと。